

議案第 94 号

勝山市議会基本条例の制定について

勝山市議会基本条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 3 月 23 日提出

議会改革特別委員会

委員長 帰山 寿憲

提案理由

市民の負託に応えるべく、議事機関としての役割を果たすため、基本理念や基本方針を定めたいので、この案を提出する。

# 勝山市条例第　　号

## 勝山市議会基本条例

### 目次

前文

第1章　総則

第2章　議会及び議員の活動原則等

第3章　市民との関係

第4章　市長等との関係

第5章　議会運営

第6章　議会の体制整備と機能強化

第7章　議員の政治倫理、身分及び待遇

第8章　議会改革の推進

第9章　条例の検証及び見直し手続

附則

前文

勝山市議会は、昭和29年の市制施行以来、市民とともに市民の幸福と市政の発展のために努めてきました。そして今日、社会情勢が目まぐるしく変化し市民のニーズも多種多様となる中で、二元代表制の一翼を担う議会の果たす役割は、ますます重要視されるとともに、その責任もさらに重くなると考えられます。

現に、地方分権一括法の施行以降、地方自治体への権限移譲、つまり地方自治体の政策などの自己決定権やそれらに対する自己責任の範囲がより拡大しており、議会の真価が問われようとしています。

このような状況の中、勝山市議会は、市民の信頼を得て市民の負託に応えるべく、議事機関としての役割をしっかりと果たすため、憲法、法律等を遵守しつつ、勝山市議会としての基本理念や基本方針を定め、ここに最高規範としての条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、勝山市議会(以下「議会」という。)の基本理念及び基本方針、勝山市議会議員(以下「議員」という。)及び議会の活動原則等を定め、市民と議会、議会と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係を明らかにすることにより、議会の活性化、さらには議会の機能強化を図り、市民の負託に応えることで更なる市民の幸福と市政の発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 議会は、日本国憲法第93条第1項に基づく議事機関として、市民のための真の地方自治の実現を目指すものとする。

### (基本方針)

第3条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、二元代表制のもと議事機関としての議会の機能強化に努め、議会としての責任を果たしつつ、市民に寄り添い開かれた議会運営を行うものとする。

### (最高規範性)

第4条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する条例等を制定又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

## 第2章 議会及び議員の活動原則等

### (議会の活動原則)

第5条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1)常に、公平性、公正性及び透明性の保持に努めること。

(2)市民への説明責任を果たし、市民の信頼確保に努めること。

(3)市民の負託に応える議会運営に努めること。

(議長の責務)

第6条 議長は、議会を代表し、公平で効率的な議会運営に努めるものとする。

(災害時等の対応)

第7条 議会は、災害時及び事件・事故等の緊急時(以下「災害時等」という。)において、議会機能を的確に維持するため、迅速かつ適切な対応に努めるものとする。

2 災害時等の対応については、必要事項を別に定める。

(議員の活動原則)

第8条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1)市民の負託を受けていることを常に自覚し、資質向上に努めること。

(2)市民の意見を的確に把握し、これを反映させられるよう努めること。

(会派)

第9条 議員は、議会活動における政策を実現するため、同一の理念を有する他の議員と活動する会派(以下「会派」という。)を結成することができる。

2 会派は、政策立案、提言、議案等の審議のため調査研究を行うとともに、必要に応じ会派間で協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めるものとする。

### 第3章 市民との関係

(会議等及び情報の公開)

第10条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき本会議の公開を厳守し、委員会においてもできる限り公開に努めるとともに、市民に対して議会活動に関する情報を公開し、説明責任を果たすよう努めるものとする。

(市民の参画と情報の共有)

第11条 議会は、議会活動について市民との意見交換など対話の機会を設け、情報の共有に努めるものとする。

#### 第4章 市長等との関係

##### (市長等との関係)

第12条 議会は、二元代表制のもと、市長等とは対等の立場にあるとともに、常に緊張関係を保持しつつ、監視、評価、政策立案及び提言等により市民の負託に応え市政の発展に努めるものとする。

2 議会は、前項の活動を効率的に行うため、市長等に対し市政に関する情報提供を求めるものとする。

##### (政策等の形成過程の説明請求)

第13条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、審議での論点を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

(1)政策等の提案に至るまでの背景と経緯

(2)他の地方自治体の類似政策等との比較

(3)市民参画の状況

(4)総合計画との整合性

(5)財政措置

(6)政策等の予想される実施効果等

(7)その他議会が必要と認めるもの

#### 第5章 議会運営

##### (議会運営)

第14条 議会は、市政発展のため市民の負託に応え、議員相互間の議論を尊重するとともに、公平で公正な議会運営に努めるものとする。

##### (自由討議による合意形成等)

第15条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互の自由な討議により議論を行い合意形成に努めるものとする。

#### 第6章 議会の体制整備と機能強化

(議員研修)

第16条 議会は、議員の資質、政策立案及び提言等の能力向上を図るため、議員研修を実施するとともに、その内容の充実強化に努めるものとする。

(専門的知見等の活用)

第17条 議会は、議案等の審議の充実、政策立案や提言等の能力向上を図るため、必要に応じ、学識経験を有する者等の専門的知見を活用することができるものとする。

(議会図書室の充実)

第18条 議会は、議員の調査研究及び議会における審議等に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第19条 議会は、議案等の審議の充実、政策立案や提言等の能力向上を図るため、議会事務局体制を整備し、その機能強化を図るよう努めるものとする。

(広報等の充実)

第20条 議会は、議会だより及びホームページ等により、議会活動に関する情報、議案等の審議経過及び結果等について、できる限り広範囲にわたり、市民に分かりやすい内容で周知することで、より多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう努めるものとする。

## 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、勝山市議会議員政治倫理条例(平成19年6月22日条例第4号)を厳守することはもちろん、市民全体の代表者として常に高い倫理性を求められていることを自覚するとともに、良心と責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。

(議員定数)

第22条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状、課題、将来的な展望及び市民の意見並びに他の地方自治体の状況を十分考慮するとともに、市民の負託に応えるべく議会活動が担保されるよう総合的に判断して行うものとする。

(議員の報酬等)

第23条 議員の報酬、費用弁償及び期末手当(以下「報酬等」という。)は、別に条例で定める。

2 前項の報酬等の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他の地方自治体との比較だけでなく、市民の意見を参考に、市政の現状及び課題並びに将来的な展望等を十分考慮するとともに、市民の負託に応えるべく議会活動が担保されるよう総合的に判断して行うものとする。

第8章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第24条 議会は、市民の負託に応え議事機関としての役割をしっかりと果たすため、常に社会情勢及び市民のニーズの変化を把握しながら、議会改革を継続的に取り組むよう努めるものとする。

第9章 条例の検証及び見直し手続

(条例の検証及び見直し手続)

第25条 議会は、この条例の目的の達成状況を常に検証し、必要があると認めるときは、この条例を含めた議会に関する条例等の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。